

	入院料1 (病棟単位)	管理料1 (病室単位)	入院料2 (病棟単位)	管理料2 (病室単位)	入院料3 (病棟単位)	管理料3 (病室単位)	入院料4 (病棟単位)	管理料4 (病室単位)
許可病床数	200床未満のみ		200床以上可	200床未満のみ			200床以上可	200床未満のみ
主な施設基準	内法測定により廊下幅1.8m(両側居室の場合2.7m)。満たない場合は全面的な改築まで経過措置有り							
	病室面積6.4㎡以上				-			
	一般病床において届け出る場合には、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院であること(ただし、200床未満の場合は救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていることで要件を満たす。)							
重症者割合	看護職員配置は13対1以上(うち7割以上が看護師)、病棟に夜勤看護職員2人以上							
入退院支援部門等	A1点orC1点：看護必要度Ⅰの場合は「10%以上」又は看護必要度Ⅱの場合は「8%以上」							
入退院支援部門等	入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。 入院料及び管理料の1・2については入退院支援加算1を届け出ていること(許可病床数100床以上の場合) (満たさない場合90/100に減算)							
リハビリ専門職	病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置							
リハビリ実施	リハビリテーションを提供する患者については1日平均2単位以上提供していること							
救急の実施 (一般病床のみ)	医療法上の一般病床は、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院であること (ただし、200床未満の場合は救急外来を設置していること又は24時間の救急医療提供を行っていることで要件を満たす)							
自院一般病棟からの転棟患者割合※1 ※満たせない場合100分の85算定	-		6割5分未満 (許可病床200床以上の場合)	-			6割5分未満 (許可病床200床以上の場合)	-
自宅等から入棟した患者の割合※1	2割以上(管理料の場合、10床未満は3月で8人以上)		いずれか1つ以上(満たさない場合は90/100に減算) (「在宅医療等の実績」については6つのうち1つ以上を満たせばよい)		2割以上(管理料の場合、10床未満は3月で8人以上)		いずれか1つ以上(満たさない場合は90/100に減算) (「在宅医療等の実績」については6つのうち1つ以上を満たせばよい)	
自宅等からの緊急入院患者の受入	3月で9人以上				3月で9人以上			
在宅医療等地域包括ケアの実績	○(2つ以上)				○(2つ以上)			
在宅復帰率※2	7割2分5輪以上				7割以上(上(満たさない場合90/100に減算))			

・療養病床については95/100の点数を算定する。ただし、救急告示あり/自宅等から入棟した患者割合が6割以上/自宅等からの緊急患者受け入れ3月で30人以上のいずれかを満たす場合は100/100

※1 自院の一般病棟から転棟した患者割合、自宅等から入棟した患者割合、在宅復帰率について、[短期滞入手術等基本料を算定する患者](#)、[短期滞入手術等基本料1の対象手術等を実施した患者](#)、[短期滞入手術等基本料3の算定要件を満たす患者](#)を対象から除く。

※2 [在宅復帰率の分子に、在宅強化型\(超強化型を含む\)の介護老人保健施設への退院患者の数の半数を加える。](#)